

評価額

固定資産評価基準
により算出

- 土地・家屋
3年ごとに評価替え
を行い、それ以外の
年度は原則据置き。

宅地については、
地価公示価格等の
7割を目途として評価

- 償却資産
毎年評価替え

課税標準額

- 政策的な特例措置

<主な例>

小規模住宅用地 : 1/6
一般住宅用地 : 1/3

- 土地に係る負担調整措置

納税者の負担感に配慮し、評価額に対し税負担
が低かった土地や、評価額が急激に上昇した土地
の場合にも、税負担はゆるやかに上昇させるため
課税標準額を調整する措置。

×

税率

標準税率
1.4%

=

税額

政策的な特例
措置

<主な例>
新築住宅
一般住宅
(3年1/2)
3階建以上
(5年1/2)